

下呂市議会基本条例の達成状況検証結果表【令和６年度】

《 評価の段階： A 「達成」、 B 「一部達成」、 C 「未達成」、－「対象外」 》

条 文			取組状況・実績等(～令和６年度)	評価・今後の対策等	評 価	改正の 必要性
前文		地方分権の進展により、地方自治体の自己責任及び自己決定の範囲が拡大され、議会が果たすべき責任及び役割がさらに重要となってきた。 こうした中で、議会が、市民福祉の向上及び地域社会の活力ある発展を目指し活動していくためには、主権者である市民から直接選挙で選ばれ、その意思を代表する議事機関であることを認識し、公平で公正な議会運営を図り、開かれた議会として議会活動への市民参加や市民との意見交換をより一層推進するとともに、さらに市民の負託に応えられる議会として議員間の討議を重ね、市民の意見を反映した政策の立案や提言を行っていかなければならない。 よって、議会及び議員は、市民一人一人の信頼と協力を得ながら、日本国憲法と地方自治法のもとでの二元代表制による適切な議会運営に努め、市民福祉の向上及び下呂市の発展に寄与するため、下呂市議会の最高規範としてここに「下呂市議会基本条例」を制定する。	－	二元代表制の下、議会の果たすべき役割や責任を認識し、市民福祉の向上のため、全力で取り組んでいく決意を示し、議会における最高規範として条例制定したことを明記したものであり、現時点では見直すべきところはないことから、検証対象外とした。	－	無
第１条	目的	この条例は、議会及び議員の活動についての基本的事項を明確にすることにより、市民の負託に応える議会を実現し、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。	－	条例制定の目的を明記したものであり、現時点では見直すべきところはないことから、検証対象外とした。	－	無
第２条	議会の役割	議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。 (１) 議決により市の意思決定を行うこと。 (２) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。 (３) 市政に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言等（以下「政策提言等」という。）を行うこと。 (４) 意見書の提出、決議等により、国等への意見表明を行うこと。	(本条に係る取組状況は、第５条以降において個別に記載)	市民を代表する議事機関としての役割を明記したものであり、現時点では見直すべきところはない。 なお、評価については、第５条以降の個別項目ごとに行うこととした。	－	無
第３条	議会の活動原則	議会は、次の掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (１) 常に市民の視点に立ち、市民に対して開かれた分かりやすい議会運営を行うこと。 (２) 市民の意見を広く求め、まちづくりに反映させるために必要な政策提言等を行うこと。 (３) 市民の意思を尊重するため、市民参加の機会拡充に努め、情報提供を行うこと。 (４) 市長等による市政運営が適切に行われているかを監視し、評価すること。 (５) 専門的知見の活用並びに政策提言等に必要な研修及び視察の実施により、議会の機能強化に努めること。 (６) 議会の役割を不断に追求し、議会改革に継続的に取り組むこと。	(本条に係る取組状況は、第５条以降において個別に記載)	議会・議員は、市民主権による活動を積極的に行うものとし、その責務を果たすために必要な原則を定めたものであり、現時点では見直すべきところはない。 なお、評価については、第５条以降の個別項目ごとに行うこととした。	－	無

条 文			取組状況・実績等(～令和6年度)	評価・今後の対策等	評 価	改正の 必要性
第4条	議員の活動 原則	議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 市民の代表者としての自覚を持ち、市民全体の福祉の向上を目指して活動を行うこと。 (2) 議会が言論の場及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重すること。 (3) 市政全般の課題及び市民の意見、要望等を把握し、自らの資質を高める不断の研さんに努め、市民の負託に応えるものとする。こと。 (4) 特定の地域又は個人若しくは団体の意向に捉われず、市民全体の福祉の向上を目指して、積極的に政策提言等を行うものとする。こと。	(本条に係る取組状況は、第5条以降において個別に記載)	議会・議員は、市民主権による活動を積極的に行うものとし、その責務を果たすために必要な原則を定めたものであり、現時点では見直すべきところはない。 なお、評価については、第5条以降の個別項目ごとに行うこととした。	－	無
第5条	市民参加及び市民との 連携	議会は、市民に対して議会の活動に関する情報を公開し、その透明性を確保しなければならない。 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「委員会等」という。）を原則公開しなければならない。	・ 定例会本会議のケーブルテレビによる生放送・録画放送、インターネットによる録画配信 ・ 臨時会本会議のケーブルテレビによる生放送・録画放送、インターネットによる録画配信（令和4年度～） ・ 定例会本会議・臨時会本会議のインターネットによるライブ配信（令和4年度～） ・ 常任委員会付託案件審査のインターネットによるライブ・録画配信、会議録・委員会資料のホームページへの掲載（令和4年度～） ・ 予算及び決算特別委員会付託案件審査のインターネットによるライブ・録画配信、会議録・委員会資料のホームページへの掲載（令和5年度～） ・ 委員会のインターネット配信カメラを映像画質の向上等のため更新（令和5年度） ・ 本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会を許可制による制限公開から原則公開に改正（令和2年度～） ・ 委員会等会議録の閲覧手続きを簡素化するため、「委員会等会議録取扱規程」を制定（令和4年度） ・ 一般質問のインターネット配信に係るサムネイル画像の作成（令和6年度～）	議会活動の透明性を高めるために、本会議での審議はもとより、常任委員会における付託案件審査の状況が視聴できるよう取り組んできたが、すべての委員会の内容を容易に知ることが可能となるよう検討が必要である。 また、同様にすべての委員会の会議録・審査資料の公表を行うことも検討が必要である。	B	無
		3 議会は、政策的意見又は専門的知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度を活用するよう努めるものとする。 4 議会は、請願及び陳情は市民が抱える懸案事項であると捉え、その審査に当たっては当該請願者及び陳情者の申し出により説明及び意見を聴く機会を設け、市民が議会活動に参加する機会を確保しなければならない。	・ 議会改革特別委員会の活動計画の中に、「公聴会及び参考人制度の活用、請願・陳情者の意見陳述の機会の確保」を課題として位置付け（令和6年度：特に取組なし）	市民に開かれ市民参加を促進する市民と歩む議会を実現するための具体的な取り組みとして、公聴会及び参考人制度、請願陳情者の意見陳述制度の積極的運用に向けた検討が必要である。	C	無

条 文			取組状況・実績等(～令和６年度)	評価・今後の対策等	評 価	改正の 必要性
第５条	市民参加及び市民との連携	５ 議会は、市民への報告及び意見交換の場として、市民と議会との意見交換会、議会報告会等を開催するものとする。	・市民と議会との意見交換会の開催（令和６年度：４団体） ・常任委員会所管事務調査としての各種団体との懇談会の開催（令和６年度：１団体）	意見交換会は、小さな集会に出向く形式で行ったが、誰もが気軽に参加可能な議会報告会を兼ねた開催、中高生など対象を絞った開催、オンライン開催等、効果的な広聴活動となるよう検討が必要である。	B	無
第６条	議会広報の充実	議会は、議案等の審議の経過及び結果並びに一般質問等の内容について、市民への情報の提供に努めなければならない。 ２ 議会は、多様な広報手段を活用し、市民が議会及び市政への関心を高めるための広報活動に努めなければならない。	・議会だよりの発行（令和６年度：定期４回） ・議会だよりで議員個々の賛否の公表、市民意見等を市政に反映するための委員会での取組等を報告 ・議会だより掲載のＱＲコードを読み取ることで、提出議案の閲覧、及び委員会付託案件審査と一般質問の動画の視聴を可能とした。（令和４年度～） ・読みたくなる議会だよりとするため、表紙及び一般質問等に係る紙面デザインをリニューアル（令和６年度） ・議会だよりの掲載内容に対する意見、期待等を聴取するためのアンケート実施。（令和６年度～） ・一般質問の日程と内容を事前に周知するためチラシを定例会ごとに配付 ・一般質問の通告について、題目に加え、質問趣旨と具体的な質問項目も含め事前にホームページで公表（令和６年度～） ・ホームページへの議会日程、議案審議結果、本会議・委員会における付託案件審査に係る会議録等の掲載 ・下呂市メールによる定例会・臨時会の会期日程、一般質問の内容等について配信	市民に開かれ、より身近な議会を目指して、もっと読みたくなる議会だよりへと努めていくとともに、ホームページ等での情報発信の充実に向け、継続的に取り組んでいく必要がある。	B	無
第７条	議長及び副議長の選出	議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、当該選出の過程を市民に明らかにするため、それぞれの職を志願する者に対し所信を表明する機会を設ける。 ２ 前項の所信を表明する機会に関し必要な事項は、別に定める。	・４月臨時会本会議休憩時において議長・副議長志願議員所信表明会の実施（令和２年度～） ・議長・副議長志願議員所信表明会の内容を市民に伝えるため、ケーブルテレビで生放送・録画放送、インターネットによる録画配信（令和４年度～）・ライブ配信（令和５年度～）	議長・副議長志願議員所信表明会に係る会議録公表の検討も必要である。	A	無
第８条	市長等との関係	議会及び議員は、二元代表制の下、議事機関として市長等との緊張感を保持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、責任ある政策提言等を通じて、市長等とともに、市政の発展に努めなければならない。	・請願・陳情（要望）、市民と議会との意見交換会、及び議会への意見提案箱における意見等を市政に反映するため、所管委員会において調査研究を行い、必要に応じて政策提言を実施（令和６年度：常任委員会ごとで調整した提案書及び提言書を議会として市長に提出） ・市の重要施策に係る補正予算に対し、慎重な執行を求める附帯決議を議決（令和６年度：１件）	執行部と政策競争をする議会の実現を目指すには、充実した調査研究と議員間討議が求められる。このため、さらなる議員の意識改革と資質向上、継続的な議論が可能な議会体制の構築が必要である。	B	無

条 文			取組状況・実績等(～令和６年度)	評価・今後の対策等	評 価	改正の 必要性
第 9 条	政策等形成 過程の説明	議会は、市長が提案する政策等について、議会審議における論点に係る情報を形成し、議論の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、次に掲げる事項の説明に努めるよう求めるものとする。 (１) 政策等を必要する背景 (２) 提案に至るまでの経緯 (３) 市民参加の実施の有無及びその内容 (４) 総合計画との整合性 (５) 財源措置 (６) 将来にわたる効果及び費用 (７) 関係法令及び条例等 ２ 議会は、政策等の提案を審議するに当たっては、市長に対し政策等ごとの分かりやすい説明資料の作成を求めるものとする。	・議会改革特別委員会の活動計画の中に、「執行部への政策等形成過程における説明要求に向けた検討」、及び「新年度予算審査のさらなる充実に向けた執行部への予算概要の事前説明要求に向けた検討」を課題として位置付け ・先行事例調査の実施（令和３年度） ・市の重要な政策等の形成過程における説明を求める場として、「(仮称)政策等説明会」開催に向けた検討（令和４年度） ・「政策等説明会」を試行開催（令和５年度～） ・政策等説明会後の意見交換会の開催等、運用方法を改善（令和６年度）	政策等形成過程における透明性を高めるとともに、議会との十分な議論を通じて、より効果的な成案へとつなげるための仕組みとして、「政策等説明会」を定例的に試行実施することとしたが、これまでの実施状況の検証を踏まえ、運用方法等の改善に取り組んでいく必要がある。	B	無
第 10 条	一般質問	一般質問は、行財政全般にわたって、市長等に疑義をただし、所信の表明を求めるのみならず、政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせることを目的とするものにしなければならない。	・過去の調査研究結果を踏まえ、「一問一答方式による一般質問」に係る課題を改めて整理し、具体的な検討を開始（令和４年度～） ・一般質問における政策論議を深めるため、一般質問の意図や背景、具体的な質問項目を明確に通告できるよう質問通告書の様式を改訂（令和５年度～）	市政における論点争点を明確にするため、「一問一答方式による一般質問」の運用も含めた検討が必要である。	B	有
第 11 条	反問権	本会議及び委員会等において、議員の質疑又は質問に対し答弁をする者は、議長又は委員長の許可を得て、論点を明確化し議論を深める目的で反問することができるものとする。	・「市長等への反問権の付与」に係る課題を整理し、具体的な検討を開始（令和４年度） ・市長等への反問権の付与について、議員間協議を重ね合意を経て、執行部との協議を行い、反問権実施要綱を整備、運用（令和５年度～）	反問権付与の意義と行使方法について、執行部との認識の共有化を継続的に取り組む必要がある。	A	無
第 12 条	議決事件の 拡大	議会は、必要に応じて法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件の拡大に努めるものとする。 ２ 前項の議決すべき事件については、別に条例で定める。	・議会改革特別委員会の活動計画の中に、「議会の議決すべき事件の拡大に関する調査研究」を課題として位置付け（令和６年度：特に取組なし）	議会の権能（権限）の強化を図るためにも、議決事件拡大に係る調査研究に取り組まなければならない。	C	無

条 文			取組状況・実績等(～令和6年度)	評価・今後の対策等	評 価	改正の 必要性
第13条	委員会等の 運営	委員会等は、市民の意見等を考慮した政策課題について、委員間で政策提言等に向けた討議を行うものとする。 2 委員会等は、決算審査等の結果を踏まえ政策提言等を行うとともに、政策に関する予算の確認及び執行の評価結果を点検し、その結果を次の政策提言等に反映させるものとする。	・請願・陳情（要望）、市民と議会との意見交換会、及び議会への意見提案箱における意見等を市政に反映するため、所管委員会において調査研究を行い、必要に応じて政策提言を実施 ・政策提言書の提出（令和3年度：3件、令和4年度：実績なし、令和5年度：実績なし、令和6年度：1件5項目） ・議会改革特別委員会の活動計画の中に、「決算審査と予算審査を連動させた政策サイクルの確立に向けた調査研究」を課題として位置付け（令和4年度：岐阜県下市議会における決算審査と予算審査を連動させた取組事例調査の実施、調査結果を踏まえた検討、令和5年度：予算と決算を審査する委員会のあり方の検討） ・予算と決算を総合的に一体的に審査調査するため「予算決算常任委員会」へと体制を見直し、予算決算審査を充実させるため、「予算決算審査準備会」を設置する等、新たな審査サイクルを策定（令和6年度～）	執行機関と政策競争をする議会の実現を目指すには、充実した調査研究と議員間討議が求められる。このため、さらなる議員の意識改革と資質向上、継続的な議論が可能な議会体制の構築が課題となる。 また、決算審査によって明確になった論点をその後の予算審査に効果的に活かすため、政策サイクルのあり方について継続的に検討しなければならない。	B	無
第14条	政務活動費	政務活動費の交付を受けた議員は、使途の透明性を確保した上で、政務活動費を有効に活用して調査研究を行い、議会活動の充実及び強化に努めなければならない。 2 前項の政務活動費については、別に条例で定める。	・政務活動費の交付に関する条例、規則、取扱マニュアルの制定（令和3年10月1日施行） ・政務活動費の活用（令和3年度：7名、令和4年度：10名、令和5年度：10名、令和6年度：13名） ・政務活動費に係る実績報告書等をホームページで公開（令和3年度～）	議会の活性化を図り、議会の審議能力を高めるため、議員の調査活動における基盤強化として導入した制度であることを認識した上で、全議員が政務活動費を有効活用し、積極的に調査研究を行っていくべきである。	B	無
第15条	議員間の自由 討議	議員は、議会の役割を果たすため、積極的に議員間の自由討議に努め、議論を尽くすものとする。	・議会改革特別委員会の活動計画の中に、「議員間討議に係る実施要綱の検討」及び「議員間討議を重視するための定例会会期日程のあり方に係る調査研究」を課題として位置付け（令和4年度：特に取組なし、令和5年度：議員間討議実施要綱案の検討、令和6年度：特に取組なし）	議会は合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間（委員相互間）の協議を中心とした運営に努めているが、公開による自由討議の制度化と運用に向けた検討が必要である。	B	無
第16条	調査機関等の 設置	議会は、議会活動又は市政の課題に関する調査等のため、必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等で構成する調査機関を置くことができる。 2 議会は、政策提言等を積極的に行うため、必要があると認めるときは、議決により、議員で構成する政策検討会を置くことができる。	・議会改革特別委員会の活動計画の中に、「調査機関及び政策検討会の設置に係る運用基準の検討」を課題として位置付け（令和4年度：特に取組なし、令和5年度：特に取組なし、令和6年度：特に取組なし）	調査機関及び政策検討会は、議会全体で政策立案を積極的に行い、市政における課題解決に寄与するために必要なものであり、導入に向けた検討が必要である。	C	無

条 文			取組状況・実績等(～令和６年度)	評価・今後の対策等	評 価	改正の 必要性
第 17 条	会派	議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。 2 会派は、議員活動を支援するとともに、必要に応じて政策提言等のための調査研究及び意見調整を行い、合意形成に努めるものとする。	・会派結成届の提出（令和５年度：公明党・日本共産党・政策研究会阜、令和６年度：会派なし） ・一般質問における代表質問（令和５年度：政策研究会阜２回、令和６年度：実績なし） ・会派による政策提言（令和５年度：２会派、令和６年度：実績なし）	会派の位置付け（役割・意義等）をさらに明確にする必要がある。 また、政策提言等のための意見調整等を行い、議会としての合意形成に努めていく必要がある。	B	無
第 18 条	議員研修の 充実強化	議会は、議員の資質並びに政策形成及び政策立案の能力の向上のため、議員研修の充実に努めるものとする。	・議会基本条例の適正運用と議会運営に係る議会アドバイザーの設置（令和２年度～） ・議会アドバイザーによる議員研修会の開催（令和３年度：「議会基本条例制定を契機とした本気の改革」、令和４年度：「議会力の向上を目指して」、令和５年度：市の発展と市民の幸福度アップに向けた取組みをチーム議会で」、令和６年度：「提案を待つ受け身の議会から市民の意見を反映させた積極的な提言ができる議会へ」 ・議員改選に伴う新任議員を対象とした研修会「議会運営の基本と地方議会をめぐる現状と課題」の開催（令和６年度） ・常任委員会が主体となった学習会の開催（令和６年度：地域運営組織について）	議会基本条例に規定された事項の具現化に向け、特に未実施となっている課題をテーマとした研修の開催が必要である。	B	無
第 19 条	議会事務局 の体制整備	議会は、政策形成及び政策立案の能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局機能の充実強化に努めるものとする。	・事務局職員研修会への参加（令和６年度：市議会議長会事務局職員研修「これからの議会事務局職員に求められること」他） ・会議録作製支援システム導入による業務効率化（令和４年度～：システム運用） ・事務局職員の増強（令和６年度：３名うち１名監査委員事務局兼任⇒４名うち３名監査委員事務局兼任）	研修会への積極的な参加等、さらなる事務局職員の資質向上を図る必要がある。併せて、議会機能の強化と円滑な議会運営の実現のために必要な議会事務局体制のあり方について継続的な検討が必要である。	B	無
第 20 条	議会予算の 確保	議会は、議事機関としての機能を確保するため、必要な予算の確保に努めるものとする。	・執行部に対する予算措置に係る協議（令和３年度：政務活動費制度導入、及び会議録作製支援システム導入費、令和４年度：議会資料の電子化によるペーパーレス化に伴うタブレット端末購入、及び委員会中継用カメラ購入費、令和５年度：議員改選に伴う貸与備品等購入費、令和６年度：常任委員会管外視察研修を充実させるための行程見直し（一泊二日⇒二泊三日））	議会の機能を高めるための予算確保に当たっての調整、要請のあり方について検討が必要である。	B	無

条 文			取組状況・実績等(～令和６年度)	評価・今後の対策等	評 価	改正の 必要性
第 21 条	議会図書室	議会は、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能強化に努めるものとする。	・議員控室内の書架に議会関係図書を配置(令和６年度：特に取組なし)	現状では、議会図書の充実と議会図書室の利用促進がなされていない。議会図書室の機能強化に向けた取り組みが必要である。	C	無
第 22 条	議員の政治倫理	議員は、市民の代表者として常に高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員の品位を保持し、見識を養うよう努めなければならない。 ２ 前項に規定する議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。	・議会議員政治倫理規程の制定（令和３年４月１日施行）	市民全体の代表者として、一層高い政治倫理の確立に向けて、規程の条例化、ハラスメント防止の観点の追加等も含めた継続的な取り組みが必要である。	B	無
第 23 条	議員定数	議員の定数は、人口、面積、財政力及び市の事業課題等を類似市等と比較検討するとともに、総合的な観点から勘案したものとする。 ２ 議会は、議員の定数の見直しに当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を考慮するものとする。 ３ 第１項の議員の定数については、別に条例で定める。	・平成 16 年の合併以降、議員定数の削減を繰り返し、平成 28 年４月の選挙から定数 14 人とし、現在に至る [議員定数の推移] 平成 16 年４月 18 日～ 26 人 平成 20 年４月 18 日～ 21 人 平成 24 年４月 18 日～ 16 人 平成 28 年４月 18 日～ 14 人	これまで議員定数の削減を行ってきた経緯がある。より多くの市民の皆さんの意見を市政に反映していくために必要な議員定数のあり方といった観点も考慮する必要がある、慎重な議論が必要である。	－	無
第 24 条	議員報酬	議員の報酬は、市の現状、他の地方公共団体の状況、社会経済情勢等を十分に考慮したものとする。 ２ 前項の議員の報酬については、別に条例で定める。	・報酬等審議会からの議員報酬に係る答申（平成 27 年３月 16 日、報酬引上げは妥当、ただし「議会・議員活動の可視化」が報酬引上げの条件） ・議会において、議会基本条例が制定（令和３年４月１日施行）され、報酬引上げの条件となる「議会・議員活動の可視化」の方向性が明確になったことから、今後の関連する取組みを市に報告 ・議員のなり手不足を克服し、多様な人材の議会への参画を促す観点からも議員報酬のあり方を考える必要がある、現行報酬の様々な視点からの検証と必要に応じた見直しについて市長に要望（令和４年度） ・報酬等審議会からの議員報酬に係る答申（令和５年 11 月１日）に基づき、報酬改定案が市長提出議案として上程され可決（令和６年４月１日施行） ・議員候補者間の選挙運動の機会均等を図るための選挙公営のあり方について検討（令和６年度）	多様な人材の議会への参画を促す観点からも議員報酬の妥当性について引き続き検討していく必要がある。	B	無

条 文			取組状況・実績等(～令和６年度)	評価・今後の対策等	評 価	改正の 必要性
第 25 条	災害等発生 時の対応	議会は、災害が発生した場合において、市民及び地域の状況を把握するための体制整備に努めるものとする。 2 災害が発生した場合における議会の行動基準等に関し必要な事項は、別に定める。 議会は、災害発生、感染症まん延等の場合において、市民及び地域の状況を把握するための体制整備に努めるものとする。 2 災害発生、感染症まん延等の場合における議会の行動基準等に関し必要な事項は、別に定める。	・議会業務継続計画ＢＣＰの策定（令和３年度：全員協議会で合意、令和４年度施行） ・オンラインの方法による委員会開催に必要な委員会条例改正等の検討（令和４年度～） ・非常時におけるオンライン会議開催に向け、タブレット端末を活用した会議システム導入（令和５年度） ・災害発生等やむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集できない場合、オンラインでの参加を可能とするため、委員会条例及び会議規則を改正（令和６年度） ・災害時を想定したタブレット活用による情報伝達訓練の実施（令和６年度）	議会ＢＣＰに掲げた課題（議会審議を継続するための条件整備等）の検討が必要である。	B	有
第 26 条	最高規範性	この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。 2 議会は、一般選挙を経た任期開始後、この条例に関する研修を行わなければならない。	・一般選挙後において、政策立案能力等の向上による議会の機能強化を図るための全議員を対象とした研修会を実施（令和６年度） ※第 18 条と重複記載	議会の最高規範である議会基本条例の趣旨を尊重することを明記したものであり、現時点では見直すべきところはないことから評価対象外とした。	－	無
第 27 条	検証及び見 直し手続	議会は、この条例の施行の状況について議会改革特別委員会において検証するものとする。 2 議会は、前項の規定による検証の結果に基づき、必要に応じて、この条例の見直しを行うものとする。	・議会基本条例の検証に関する実施要領策定（令和３年度～） ・実施要領に基づく検証とその報告書の公表（令和３年度～）	議会のひとりよがりの議会改革とならないように、議員個々、議会、第３者からの多角的な検証を行う方向で検討する。	B	無